

こども基本法における「都道府県こども計画」

【第10条】 都道府県こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画と一体のものとして作成することが可能
 ※子どもの貧困対策の推進に関する法律*、子ども・若者育成支援推進法** 等

本県のこどもに関する現行計画の状況

計画名（計画年限）	法令上の根拠	取り扱う主な内容	審議体
みやぎ子ども・子育て幸福計画（R2～6）	次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」	次世代育成支援対策（子どもと子育て家庭への支援に関連する施策）等	宮城県次世代育成支援対策地域協議会 及び 宮城県子ども・子育て会議
	子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」	教育・保育の量の見込み及び確保方策等	
	みやぎ子ども・子育て県民条例に基づく「子ども・子育てに関する基本的な計画」	みやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策等	
宮城県子どもの貧困対策計画（R3～7）	子どもの貧困対策の推進に関する法律*に基づく「都道府県計画」	子どもの貧困対策に関する方向性等	
みやぎ子ども・若者育成支援計画（R3～7）	子ども・若者育成支援推進法**に基づく「子ども・若者計画」	子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等	宮城県青少年問題協議会
	青少年健全育成条例に基づく「青少年の健全な育成に関する基本計画」	青少年の健全な育成に関する施策や方向性等	



宮城県こども計画（仮称）の策定（案）

計画名（計画年限）	法令上の根拠	審議体
宮城県こども計画（仮称）（R7～11）	こども基本法に基づく「都道府県こども計画」	宮城県次世代育成支援対策地域協議会 及び 宮城県子ども・子育て会議
	次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」	
	子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」	
	みやぎ子ども・子育て県民条例に基づく「子ども・子育てに関する基本的な計画」	
	子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」	
みやぎ子ども・若者育成支援計画（R3～7）	子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」	宮城県青少年問題協議会
	青少年健全育成条例に基づく「青少年の健全な育成に関する基本計画」	

※上記3計画以外に、その他の既存法令に基づく関係計画に関しても、「宮城県こども計画（仮称）」への集約を検討

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の期間満了に合わせ、既存の計画と一体的に「県こども計画」として策定することで、これまで以上に総合的かつ一体的に施策の推進を図る